

告 示

国土交通省告示第七百四十号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十四条第一号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。

平成二十年六月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件

第一 建築士法第十四条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。

一 次のイからリまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が六十単位以上となるもの。

イ 七単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものを含む。)

ロ 七単位以上の建築計画に関する講義又は演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ハ 二単位以上の建築環境工学に関する講義又は演習(建築物の室内における光、音、空気、温度等の環境が人の健康等に与える影響に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ニ 二単位以上の建築設備に関する講義又は演習(快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ホ 四単位以上の構造力学に関する講義又は演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ヘ 三単位以上の建築一般構造に関する講義又は演習(建築物等の一般的な構造に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ト 二単位以上の建築材料に関する講義又は演習(建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

チ 二単位以上の建築生産に関する講義又は演習(建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

リ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

二 必修科目のすべてを履修した総単位数が六十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が六十単位以上となるもの。

第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学を卒業した者については大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとし、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

附 則

この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。

国土交通省告示第七百四十一号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十四条第二号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。

平成二十年六月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件

第一 建築士法第十四条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。

一 次のイからリまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が五十単位以上となるもの。

イ 七単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。)

ロ 七単位以上の建築計画に関する講義又は演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ハ 二単位以上の建築環境工学に関する講義又は演習(建築物の室内における光、音、空気、温度等の環境が人の健康等に与える影響に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ニ 二単位以上の建築設備に関する講義又は演習(快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ホ 四単位以上の構造力学に関する講義又は演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ヘ 三単位以上の建築一般構造に関する講義又は演習(建築物等の一般的な構造に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ト 二単位以上の建築材料に関する講義又は演習(建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

チ 二単位以上の建築生産に関する講義又は演習(建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

リ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

二 必修科目のすべてを履修した総単位数が五十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が五十単位以上となるもの。

第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとする。

附 則

この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。

国土交通省告示第七百四十二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十四条第三号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。

平成二十年六月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法第十四条第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件

第一 建築士法第十四条第三号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。

一 次のイからリまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が四十単位以上となるもの。

イ 七単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。)

ロ 七単位以上の建築計画に関する講義又は演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

- ロ 七単位以上の建築計画に関する講義又は演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ハ 二単位以上の建築環境工学に関する講義又は演習(建築物の室内における光、音、空気、温度等の環境が人の健康等に与える影響に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ニ 二単位以上の建築設備に関する講義又は演習(快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ホ 四単位以上の構造力学に関する講義又は演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ヘ 三単位以上の建築一般構造に関する講義又は演習(建築物等の一般的な構造に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- ト 二単位以上の建築材料に関する講義又は演習(建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- チ 二単位以上の建築生産に関する講義又は演習(建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- リ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう。)
- 二 必修科目のすべてを履修した総単位数が四十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が四十単位以上となるもの。

第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による短期大学を卒業した者については短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

附則
この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。

○国土交通省告示第七百四十三号
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第一号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。
平成二十年六月十六日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件
第一 建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。
一 次のイからホまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が四十単位以上となるもの。
イ 五単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。)

ロ 七単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ハ 六単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ニ 二単位以上の建築設備に関する講義又は演習(快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ホ 四単位以上の構造力学に関する講義又は演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ト 二単位以上の建築材料に関する講義又は演習(建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

チ 二単位以上の建築生産に関する講義又は演習(建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

リ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

二 必修科目のすべてを履修した総単位数が四十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が四十単位以上となるもの。

第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学を卒業した者については大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例に、同法による高等専門学校を卒業した者については高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を卒業した者及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

附則
この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。

○国土交通省告示第七百四十四号
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第二号の規定に基づき、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を次のとおり定める。
平成二十年六月十六日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法第十五条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件
第一 建築士法第十五条第二号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目は次の各号に定めるもののいずれかとする。
一 次のイからホまでに定める科目(以下「必修科目」という。)のすべてを履修した総単位数が二十単位以上となるもの。
イ 三単位以上の建築設計製図に関する講義又は演習(建築物等の建築工事を実施するために必要となる図面等の作成を行うことができるようにするため建築物等の形態、建築材料及び構造等を決め、それを図面に表示することを標準的な内容とするものをいう。)

ロ 二単位以上の建築計画に関する講義若しくは演習(空間における建築物等の配置に係る計画を作成する際に考慮することが必要となる人間の行動及び意識並びに建築物等及びその周辺の空間のあり方が人間の行動及び意識に与える作用に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ハ 二単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ニ 二単位以上の建築設備に関する講義又は演習(快適な室内環境の形成及び維持のために必要な換気、暖房、冷房等の設備、建築物の安全性を確保するために必要な消火、排煙等の設備及びそれらの設備を運転するために必要な電気、ガス等の設備その他の設備に関するものを標準的な内容とするものをいう。)

ハ 三単位以上の構造力学に関する講義若しくは演習(建築物等の応力又は変形等を求める構造計算の基礎理論に関するものを標準的な内容とするものをいう)、建築一般構造に関する講義若しくは演習(建築物等の一般的な構造に関するものを標準的な内容とするものをいう)又は建築材料に関する講義若しくは演習(建築物等に使用される木材、鋼材、コンクリート等の材料に関するものを標準的な内容とするものをいう)。

二 一単位以上の建築生産に関する講義又は演習(建築物等の企画、設計、工事施工等の建築物が生産される過程に関するものを標準的な内容とするものをいう)。

ホ 一単位以上の建築法規に関する講義又は演習(建築物等に関する基準等を定めた法令及び建築行政等に関するものを標準的な内容とするものをいう)。

二 必修科目のすべてを履修した総単位数が二十単位に満たない場合において、当該必修科目のすべてを履修した総単位数と必修科目以外の建築に関する一又は複数の科目の総単位数の合計が二十単位以上となるもの。

第二 第一に規定する科目の単位の計算方法は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者については高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとし、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者については国土交通大臣が別に定めるものとする。

附 則

この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。

○国土交通省告示第七百四十五号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十四条第五号の規定に基づき、同条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者、次のとおり定める。

平成二十年六月十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者であることを要件

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目(単位の計算方法は大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)の規定の例によるものとする。次号において同じ)を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務(建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ)の経験を三年以上有する者

二 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目(単位の計算方法は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとする)を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

三 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限る)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目(単位の計算方法は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)の規定の例によるものとする)を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

四 学校教育法による専修学校(専門課程で修業年限が三年以上であるものに限る)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十号の第一の各号に規定された科目(単位の計算方法は専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとする。次号及び第六号において同じ)を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

五 学校教育法による専修学校(専門課程で修業年限が三年以上であるものに限る)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

六 学校教育法による専修学校(専門課程で修業年限が二年以上であるものに限る)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

七 学校教育法による各種学校(学校教育法による高等学校、中等教育学校、旧中等学校令による中等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者を入学者とする修業年限二年以上のものに限る)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目(単位の計算は専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする)を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

八 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校(以下「防衛大学校」という)職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校(以下「職業能力開発総合大学校」という)又は同法による職業能力開発大学校(以下「職業能力開発大学校」という)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十号の第一の各号に規定された科目(単位の計算は大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。次号において同じ)を修めて卒業した者(職業能力開発総合大学校にあつては長期課程又は応用課程を修めて卒業した者、職業能力開発大学校にあつては応用課程を修めて卒業した者)に限る)であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

九 防衛大学校、職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校において、平成二十年国土交通省告示第七百四十一号の第一の各号に規定された科目を修めて卒業した者(職業能力開発総合大学校にあつては長期課程又は応用課程を修めて卒業した者、職業能力開発大学校にあつては応用課程を修めて卒業した者)に限る)であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

十 防衛大学校、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校(以下「職業能力開発短期大学校」という)において、平成二十年国土交通省告示第七百四十二号の第一の各号に規定された科目(単位の計算は、防衛大学校、職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする)を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を三年以上有する者

十一 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第十七条の十八に規定する建築設備士(以下「建築設備士」という)として建築実務の経験を三年以上有する者

十二 この告示の施行の日(以下「施行日」という)前に昭和五十六年建設省告示第九百九十号(以下「旧告示」という)第一号から第十七号に掲げる課程を修めて卒業し又は同告示第十八号若しくは第十九号に掲げる検定に合格し、建築実務の経験をこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号から第十七号又は第十八号若しくは第十九号(以下この号において「旧告示第一号等」という)に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程又は検定の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号等に定める年数以上有することとなる者

十三 施行日前から引き続き旧告示第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号、第十号又は第十一号(以下この号において「旧告示第一号等」という)に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

十四 施行日前に四年に満たない年数の建築実務の経験を有する建築設備士である者で、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせて四年以上有することとなる者

十五 前各号に掲げる者のほか国土交通大臣が建築士法第十四条第一号から第四号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

1 この告示は建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(平成二十年十一月二十八日)から施行する。

2 昭和五十六年建設省告示第九百九十号は廃止する。